



# 大型ごみ等 戸別収集

## ☀ 対象者

- 市内に住所を有し、在宅において生活する人のうち、以下の全ての条件を満たす人。
    - ① 65歳以上の高齢者、または、重度身体障害者(聴覚障害者は除く)のみで構成される世帯の人
    - ② 家族等の協力が得られず、家具や家電製品等の大型ごみを集積所へ搬出することが困難である人
- ※ 同一敷地・隣接地に65歳未満の親族が住んでいる場合はご利用できません。また、玄関先等の運び出ししやすい場所までの屋内移動は申請者等で行ってください。

## ☀ サービスの内容

- 一辺が50センチメートル以上ある家具や家電製品等の大型ごみを新環境クリーンセンターの職員がご自宅まで収集に行きます。

### ◆ 大型ごみの例

#### (ア) 家具類

[ 椅子、化粧台、ソファ、棚、タンス、机、テーブル、テレビ台、電話台、マットレス、ベッド、カーペット 等 ]

#### (イ) 家電製品類 (家電リサイクル法対象品目を除く)

[ カラオケ機器、コタツ、除湿機、ステレオ、電子レンジ、マッサージチェア、冷風機 等 ]

#### (ウ) 金属類

[ 編み機、ガスレンジ、脚立、自転車、ストーブ、ミシン、米入れ、ファンヒーター 等 ]

※ ごみの出し方や市で収集しないものについては、「富士市ごみの分け方便利帳」を参考にしてください。

## ☀️ 利用について

- 申請書(様式1号)に申請者及び利用者の情報、対象となるごみの寸法(幅・高さ・奥行)、確認事項、私財の処分に関する同意について記入し、申込先へ提出してください。
- 年度内に1回(5品目以内)利用できます。利用料は無料ですが、申請後、内容に追加や変更がないようご注意ください。
- 在宅生活を継続する上で排出されるごみが対象となります。利用者が入所中または入院中の場合やごみが日常生活の実態のない居宅から排出される場合は対象となりません。
- 『家電リサイクル法』の対象である「テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・衣類乾燥機・エアコン」は市では収集していません。販売店等に相談した上で、引取を依頼してください。
- 事業活動で使用していたもの、引越しや改修工事、修理に伴い排出されるものは対象となりません。
- 申請後、1週間～10日を目安に新環境クリーンセンターの職員が申請者等へ連絡し、収集日の調整を行います。事前の下見及び収集日は、原則として水曜日です。時間指定はできません。
- 原則として新環境クリーンセンターの職員が事前に下見に行きます。重量過多のもの、搬出に危険が伴うもの、搬出経路等が確保できない場合(間口や道路が狭い等)は、お断りすることがあります。



### ◆ 申込先

富士市役所4階北側 高齢者支援課 電話:55-2741

富士市役所4階南側 障害福祉課 電話:55-2761

### ◆ ごみの分別・収集・運搬について

新環境クリーンセンター 電話:35-0081